



まちかど

回覧

● 草津栗東防犯自治会 TEL077-551-0109 ● 草津警察署 TEL077-563-0110

5月は消費者月間

● 月間統一テーマ

「考えよう！大人になるとできること、
気を付けること」18歳から大人に」

令和4年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなりま
す。できることが増える分、責任も生じるこ
とになります。

消費者トラブルに巻き込まれないよう、契
約は慎重に行い「だまされない消費者」にな
りましょう。また、自分の消費が社会や世界
とつながっていることを認識し、人や社会、
地域などにも配慮した「自分で考える消費者」
になりましょう。

● 不安な時の相談窓口

消費者ホットライン（局番なし）1888

悪質商法の手口

● かたり商法

まるで役所から来たようなまぎらわしい言
い方で訪問し、「義務づけられている」など
と言って、消火器やガス警報器などを売り
つける手口。

《対策》その場で購入を迫られても断る。相
手の所属先を確認する。

● 点検商法

住宅の無料点検を装って
訪問し、シロアリ駆除を
勧めたり、「倒壊の危険が
ある」などと言って不安
にし、不要な耐震工事の
契約をさせる手口。



《対策》その場で契約しない。必要な工事
は数社から見積もりをとる。

● 押し売り

油断させて家に入り込ん
だり、「買うまで帰らない」
などと脅して居座る強引な
手口。



《対策》在宅中も玄関ドアを施錠し、安易
に開けず、はつきり断る。

● 押し買い

突然訪問し、「不要品を高額で買い取る」
などと言って、高級品や貴金属を二束三
文で買いたたく手口。

《対策》相手の勢いに押されてその場で査
定させない。

● 送り付け商法（※印後述）

注文していない商品を宅配
便等で一方的に送り、代金
を支払わせる手口。



《対策》送り主や荷受人、内容物を確認し、
不明な荷物は受け取らない。

● 利殖商法

未公開株や社債等、金融商
品のパンフレットを送り付
け、電話で「元本保証」や
「絶対に儲かる」などと投
資や資産運用を持ちかける手口。



《対策》内容や仕組みがよく分からない時
は契約しない。

● 展示会商法

粗品の配布などで絵画や着物等の展示会
場に誘い込んで、高額商品を買わせたり、
クーンを組ませる手口。

《対策》「今だけ…」などの誘い文句につら
れて契約しない。

（※）一方的な送り付け行為

特定商取引法が改正され、令和3年7月6
日以降、一方的に送り付けられた商品は直ち
に処分可能となります。

① 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、
一方的に送り付けられた商品は、消費者は
直ちに処分することができます。

② 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても
金銭を支払う義務は生じません。また、仮
に消費者がその商品を開封や処分しても、
金銭の支払いは不要です。（裏面に続く）

③誤って金銭を支払った場合はすぐ相談
 一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤認して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭は、返還を請求することができます。

●不安な時の相談先

消費者ホットライン（局番なし）1888

還付金等詐欺の窓口

《第一段階》

市役所等の公的機関をかたり、電話で

「医療費の払い戻しがあります」「手続きが今日までとなっています」「年金事務所の電話は〇〇番です」「直ぐに電話してください」などと言ってきます。

最初の電話では、被害者が携帯電話を持っていることを確認し、急いで年金事務所所に連絡するようウソの電話番号を伝えます。



※「電話でお金が戻る話」は詐欺です。

《第二段階》

その後、ウソの年金事務所の電話番号に電話すると、その職員を名乗る者が電話に出て「払戻金は直ぐに振り込まれます」「受け取る口座を教えてください」「今日中の手続きとなります」「スーパーのATMは近くにありません」

か「キャッシュカードと携帯電話を持って、ATMに着けば、携帯電話で電話をしてください」などと言ってきます。

※「キャッシュカードと携帯電話を持って、ATMに行け」は詐欺です。

《第三段階》

被害者が「ATMに着いた」と電話すると「こちらで手続きをしますので、説明どおりにATMのボタンを押してください」「あなたの受付番号は4900番です」

などと言い、ATMを操作させられます。

振込みの動作だと気付かれないようにしながら金額の数字を押させ、犯人の口座に振込送金をさせられます。

※ATMを操作しても還付金等を受け取る機能はありません。

実在の電話会社等を装った詐欺メールに注意

- ①「料金が未納となっています」のメールが届く。
 ←（電話をかけること）
- ②〇〇というサイトに登録されている「携帯電話がウイルスに感染して勝手に登録されたかもしれない」「保証されるので、一旦ATMで振込んでください」との理由でだまされる。

《対策》

メール・SMSの受信拒否設定が有効です。

「ながら見守り」で子どもを守ろう

「ながら見守り活動」とは、地域の皆さんの日常生活や事業活動において、防犯の視点を持って、子どもの安全を見守る活動のことをいいます。

例えば、散歩、ジョギング、買い物、通勤、配達や玄関前の掃除、花の水やりなどをしながら、子どもたちが安心できる地域をつくりましょう。



令和4年3月中の犯罪発生状況（草津警察署管内）

●刑法犯認知件数・・・総数 90件

主な犯罪発生件数	空き巣等	0件
	ひったくり	0件
	自転車盗（うち施錠なし件）	29件（19件）
	万引き	19件
	自販機ねらい	0件
	車上ねらい	1件
	オートバイ盗	2件
	器物損壊	6件

●特殊詐欺被害の状況

	被害件数（前年同期比）	被害金額（前年同期比）
滋賀県	9件（-14件）	26,626,800円（-2,734,200円）
草津警察署内	1件（-4件）	2,000,000円（-3,861,620円）
草津市	1件（-3件）	2,000,000円（-3,861,620円）
栗東市	0件（-1件）	0円（±0円）